

第9課 国民主権

主権と言う概念は、①領土及び国民に対する支配権、②国の独立性、あるいは、③国の意思の最高・最終の決定権の意味に使われるが、**国民主権**を論じるときは、主として③の「国の意思の最高・最終の決定権」の意味で使われる。

日本国憲法は、その前文において「主権が国民に存することを宣言」し、さらに「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」として、日本国が国民主権原理に立つ国家、すなわち**民主制国家**であることを宣言している。そして、民主主義の原理が「人類普遍の原理である」という。

今日では、民主主義は、国によって立つ原理としてあたかも当然の原理であるかのごとく言われることが多いが、実は、日本国が国民主権原理を採用したのは、第二次世界大戦以後であって、現在の日本国憲法の前に存在した**大日本帝国憲法**は、いわゆる**立憲君主制**をとっており、主権はあくまでも天皇にあったのである。

しかし、日本国憲法は、**君主主権**を一切否定し、国民主権原理が「人類普遍の原理である」とまで言い切り、君主主権原理に立つ大日本帝国憲法を排除している。日本国憲法の制定は、形式的には大日本帝国憲法の改正の形をとってはいるが、ある国の憲法としては本質的な事項である主権の所在、そして、主権の行使の一場面と考えられる憲法制定権が、君主から国民に移ったのであり、通常 of 憲法改正の限界を超えていると考えられる。したがって、日本国憲法は、形式こそ大日本帝国憲法の改正ではあるが、実質的には全く新しい、大日本帝国憲法からは断絶した憲法であるといえる。このことを革命になぞらえて、「8月革命」とよぶ学者もいる。つまり、日本が戦争に敗れた1945年8月に、日本では主権が君主から一気に国民に移り、その国民が新しい憲法定めたという意味で、法的には「革命」があったと見るのである。

1 重要語句

a 主権

英語では **sovereignty**。用法は本文にあるとおり、3 とおりあると言われている。本文①の例は「日本国の主権は、北海道、本州・・・に及ぶ」などと使われるときで、領土権に近い概念である。②の例は、国際社会に対する独立性の問題である。ある国が占領などで他の国の支配下にあるとき、「主権が制限されている」などというのは、この②の意味である。ここで重要なのは、③であり、ある国の「国家意思の最高決定権」の意味で使われるときである。国の基本体制を定める憲法を制定する権力もこの主権の一部である。

b 国民主権・君主主権

主権が国民にある体制を国民主権、皇帝や王などの君主にあるのを君主主権という。「国民主権」の概念は、君主主権に対抗する概念として発達してきたもので、歴史的にはかなり新しい概念であると言ってよい。

国民主権概念については、そこにいう「国民」とは何を意味するのかについて、学問上の論争がある。

c 立憲君主制

君主主権の体制であっても、絶対王制のように君主の万能の権力を認めるのではなく、君主の権力も憲法に従って行使されることを原理とする体制。近世の西欧諸国で発展した。大日本帝国憲法も立憲君主制を基本原理としている。

d 大日本帝国憲法

1889年2月11日に公布され、翌1890年11月29日に施行された日本初の憲法。立憲君主制の憲法であるが、プロシア憲法の影響を受けていると言われ、君主たる天皇の専権がかなり強い憲法である。しかし、国民の権利の保障、権力の分立、法治主義、議会制度などの、現代の憲法においても重要な制度はすでに備えており、封建制度を打破して新たに生まれた日本の国家としては画期的な内容の憲法であった。

しかし、現代の目からみると、いくつかの重要な欠陥を含んでおり、それが後に、日本の旧軍部の、議会をないがしろにした独走を許す結果につながったことはよく知られているところである。